

第2回 SJAC講演会を開催

AI・データの利用に関する契約ガイドラインについて

(一社)日本航空宇宙工業会は、去る6月27日、経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長補佐とAI・データ契約ガイドライン検討会作業部会の専門家の方々を講師としてお招きし、平成30年度第2回のSJAC講演会を工業会会議室において開催した。

1. 講演会開催の背景

IoTやAIの活用が進む中、データの利活用やAI開発・利用を進める上で、データの利用権限やAIに係る責任・権利関係等を明確化することに役立てるため、経済産業省は平成29年5月に「データの利用権限に関する契約ガイドラインver1.0」を策定・公表した。同年7月にはSJAC講演会でその概要を説明していただいた。その後、抜本改訂作業が進み、データの利用に関する内容拡充と、AI開発・利用

に特化した章を新設した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」が本年6月上旬に公表された。そこで、再びSJAC講演会を開催し、改訂されたガイドラインの概要を会員に説明していただくこととした。

2. 講演会の内容

今回は、ガイドラインの各章の作成に携わった専門家にリレー解説していただくため、次の6名の講師に講演していただいた。



講演会の状況

経済産業省 商務情報政策局
情報経済課 課長補佐
安平 武彦氏
AI・データ契約ガイドライン検討会
作業部会

データ・チーム

弁護士 内田 誠氏
(iCraft法律事務所)
弁護士 阿久津匡美氏
(北浜法律事務所)
弁護士 殿村 桂司氏
(長島・大野・常松法律事務所)

AI・チーム

弁護士 松下 外氏
(弁護士法人イノベンティア)

弁理士 渡辺 知晴氏
(正林国際特許商標事務所)

聴講者は、会員11社の、企画、営業、法務、
技術等の様々な部門から18名のご参集を得た。



経済産業省情報経済課 安平課長補佐



内田弁護士



殿村弁護士



渡辺弁理士



松下弁護士

始めに、経済産業省 安平課長補佐から、ガイドライン改訂作業の背景や改訂箇所概要についての説明があった。欧米諸国に比べて遅れをとっている我が国企業におけるデータ利活用（収集・蓄積したデータの分析結果を活用した事業運営の効率向上、さらには新たなビジネスモデル創出による付加価値拡大等）を推し進めるべく、「データの利用権限に関する契約ガイドラインver1.0」を策定した。このガイドラインver.1に寄せられた声に基づいて抜本改訂を行うこととなり、AI・データ契約ガイドライン検討会・作業部会を編成して検討を行った。改訂の重点は、データ取引に係る類型・分野ごとにユースケースを大幅に拡大したことと、AIの開発・利用に係る契約モデル等を新たに整備したことである。ガイドラインver.1の拡充版である「データ編」では、ver.1に取り上げられていた「データ創出型」契約（新たにデータを取得するところから行う類型）に加えて、「データ共用型」契約（プラットフォームを利用したデータの共用を行う類型）、「データ提供型」契約

（保有するデータを相手方に提供する類型）の類型別のユースケースを多数盛り込んだ。また新たな「AI編」を設けて、AI開発、AI利用の契約実務に資する構成とした。

次いで、データ編の概要について、内田弁護士、阿久津弁護士、殿村弁護士により、契約類型別の解説がされた。さらに、AI編については、従来型ソフトウェアとは異なるAIの特質、その開発・利用の課題について詳細に記載されたガイドライン構成について、渡辺弁護士、松下弁護士により解説された。

今回の講演では、300ページ以上の大部であるガイドラインを利用するための助けとなるよう、ガイドラインの構成と概要が説明された。参加者の皆さんが、ガイドライン本体（経済産業省HPでダウンロード可能）をビジネスに活用されることを期待する。また、参加されなかった会員にも講演会資料を提供できるので、ご要望があればSJAC事務局へ連絡いただきたい。

〔(一社) 日本航空宇宙工業会 総務部部長 品川 貴〕